

## 病後児保育室の受入れめやす

病後児保育を利用できる児童は、医療機関を受診後、医師が病気の回復期であるが、保育園等での集団保育が困難と判断し、基本的に下記の症状を満たしている場合とします。

※最終的な判断は、かかりつけ医等医師の判断となります。

主な症状	受入れの基準条件	受入れ可能な状態
体温	<ul style="list-style-type: none"> <li>・38度未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倦怠感がなく元気がある</li> <li>・呼吸状態が落ち着いている</li> <li>・水分や食事がとれる</li> <li>・麻疹、水痘等の 感染力の強い発疹性疾患がない</li> <li>・チアノーゼがない</li> </ul>
嘔吐 下痢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱水症状がない</li> <li>・水分などを摂取できる</li> <li>・連続した嘔吐や下痢がない</li> </ul>	
せき 喘鳴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸困難がない</li> <li>・異常呼吸がない (努力呼吸や陥没呼吸など)</li> <li>・SPO2(酸素濃度):96%以上</li> </ul>	
骨折 脱臼	医療機関からの病後児保育連絡票で 病後児保育可能との診断がある場合	骨折・脱臼や怪我は、保育者の介助や援助を受けながら、食事や移動ができる
その他		病後児保育連絡票をもとに協力医や利用児のかかりつけ医と相談

※病後児保育の利用については、利用当日の状況で判断します。詳しくは保育園までご相談下さい。

※病後児保育の対象児童は、満1歳から小学1年生までのお子様です。

RSウイルス感染症のお子様については、呼吸状態の急変が考えられるため、2歳を過ぎてからの  
お預かりとなります。



